

3301.29 1. 小売用にしたラベンダー (*Lavandula angustifolia*) の精油

用法：経口（鎮静剤、駆風剤、消化剤）、外用（防腐剤、マッサージ）又は数滴を水で希釈し吸入

通則 1 及び 6 を適用



3302.10 1. 調製品

本品は、香気性物質（約 2%）、かんきつ類のコンセントレート（約 46%）、くえん酸（酸味料、約 19%）、アスコルビン酸（酸化防止剤、約 1%）、その他食品添加物（ローカストビーンガム（安定剤）、安息香酸ナトリウム（防腐剤）及びベータカロチン（色素）、1%未満）及び水からなり、非アルコール飲料の製造に用いられる調製品である。この調製品は最終製品（オレンジ風味のソフトドリンク）に必要な全ての香気性物質を含有する。

通則 1（33 類注 2 及び 33.02 項の「香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）」）及び 6 を適用

3302.90 1. 香気性物質をもととした調製品（アルコール溶液）

本品は、エチルアルコール（重量比 99.47%）（アルコール分 96.1%）、香気性物質（重量比 0.5%）、フタル酸ジエチル（変性剤及び香気性物質の保留剤）（重量比 0.02%）及びブリリアントグリーン（Green S, E-142）（染料、防腐剤及び消毒剤）（重量比 0.003%）から成る。

香気性物質は、主として精油から単離したリモネン（重量比約 80%）、シトラール、リナロール及びゲラニオールから成る。本品は、香水やオーデコロン等を製造するための原料として使用される。

通則 1（第 33 類注 2）及び 6 を適用

3304.10 1. 口紅調製品

本品は、桃色、油脂質で数種の成分から成り、香料を加えるか又は加えずに、口紅状に成型するために使用するものである。

検討された物品：

ひまし油	50 %
みつろう	10 %
キャンデリラろう	12.5%
顔料	15 %
保存剤及び酸化防止剤	12.5%

3304.99 1. 天然鉱水

本品は、天然鉱水を天然及び中性ガスでスプレー式の缶に圧縮封入したもので、皮膚の手入れ（噴霧、水マッサージ等）に使用する。

3304.99 2. 純粋なペトロラタムを小売用の容器（小さいびん又は缶）に詰めたもの

本品は、ラベルに、皮膚及び唇の荒れの緩和、軽い火傷や傷の緩和、おむつかぶれの防止及びアイメイクアップの除去に使用すると表示されている。

検討された物品：“Vaseline”

純粋なペトロラタムを「スキンサバイバルキット」としてプラスチックのびんに詰めてある。

3305.10 1. 薬用シャンプー

本品は、粘性の液体又はペースト状で、洗剤懸濁液中に二硫化セレンを全重量の 2.5%含有しており（芳香を付けてあるかないかを問わない。）、脂漏症及びふけの治療に使用される。

検討された物品：

“Selsun”、“Exsel”、“Selukos”

3305.10 2. シャンプー

本品は、デパレスリン（depallethrin）1.10%（有効成分）、ピペロニルブトキシド（piperonylbutoxide）4.40%（有効成分の相乗剤）、陰イオン、非イオン及び両性界面活性剤、安息香酸ナトリウム（防腐剤）、くえん酸並びに水分から成る。本品は、小売用 125ml のプラスチック瓶入りで、更に、そのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、商品説明が記載されており、「頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）を処理するシャンプー」であることと他のシャンプーと同様に使用する旨が記載されている。

通則 1、30 類注 1（e）及び 33 類注 3 を適用

商品名：“Para”

3305.10 3. シャンプー

本品は、ケトコナゾール（ketoconazole）2%（幅広い効果がある合成殺菌剤）、ラウリル硫酸ナトリウム、スルホコハク酸二ナトリウムモノラウリルエーテル（disodium monolaurylether sulphosuccinate）、ココナッツの脂肪酸ジエタノールアミド（coconut fatty acid diethanolamide）、ラウドイモニウム加水分解動物コラーゲン（laurdimonium hydrolysed animal collagen）、マクロゴール 120 メチルグルコースジオレアート（macrogol 120 methylglucose dioleate）、香料、イミド尿素（imidurea）、塩酸、エリスロシン（erythrosin）及び純水からなる。

本品は、（1）6 分包（1 包当たりシャンプー 6ml）入りの箱、（2）12 分包（1 包当たりシャンプー 6ml）入りの箱又は（3）プラスチック容器（100ml 又は 60ml のシャンプー）となっている。

本品には、ピティロスポリウム酵母（the yeast Pityrosporum）を伴う感染症である（局所的な）秕糠疹（pityriasis versicolor）、脂漏性皮膚炎及び頭部の秕糠疹（pityriasis capitis）（ふけ）の予防及び治療用である旨の表示がなされている。使用する頻度及び期間は、治療する感染菌による。他のシャンプーと同様に頭皮に使用する。

通則 1、30 類注 1（e）及び 33 類注 3 を適用

3305.10 4. 乳児の皮膚及び頭髪を洗うためのシャンプージェル

本品は、水、有機界面活性剤、塩化ナトリウム、香料、くえん酸、ブチレングリコール、植物エキス及び賦形剤を含有する。

本品は、小売用の 500 ミリリットルの瓶入りにしたものである。

通則 1（第 34 類注 1（c））及び 6 を適用

3305.10 5. 皮膚及び頭髪を洗うためのシャンプージェル

本品は、水、有機界面活性剤、グリセリン、植物エキス、硫酸マグネシウム、グルコン酸亜鉛、ブチレングリコール、塩化ナトリウム、くえん酸、アルコール、香料、芳香剤及び賦形剤を含有する。

本品は、小売用の 250 ミリリットルの瓶入りにしたものである。

通則 1（第 34 類注 1（c））及び 6 を適用

3305.10 6. シャンプー、ジェル及びバスフォームとして使用される浴用の物品

本品は、水、有機界面活性剤、塩化ナトリウム、プロピレングリコール、グリセリン、植物エキス、くえん酸、香料、シトロネロール及び賦形剤を含有する。

本品は、小売用の 300 ミリリットルの瓶入りにしたものである。

通則 1（第 34 類注 1（c））及び 6 を適用

3306.10 1. ペースト状の調製品

本品は、ペースト状で、2.2%の遊離ふっ素イオン（ふっ化ナトリウムに由来する。）、0.1モルのりん酸塩、再結晶したカオリン、香味料及び賦形剤より成り虫歯予防処置、歯のクリーニング及びみがき剤として歯科医のみにより使用される。

3306.10 2. ペースト状の調製品

本品は、ペースト状で、植物性エッセンス 1.15g、シリカ (SiO₂) 55g、チモール 0.25g 及び賦形剤で合計 100g とし、通常歯科医が歯石の除去及び充てん材の磨き仕上げに使用する。

3306.90 1. Antiseptic solution (口腔衛生用品)

本品は、歯及び口腔の衛生、口臭及び歯垢の形成の防止を意図したもので、特に、ほう酸、チモール (thymol)、ユーカリプトール (eucalyptol) 及び安息香酸を含有する。しかしながら、本品における治療又は予防のための特性は単に補助的なものである。

3306.90 2. 歯垢除去用の調製品

本品は、歯垢を除去し、歯に光沢を与える液状の物品であり、歯ブラシ及び歯磨きで歯を磨く前に、本品を使用して歯をすすぎ洗いする。

検討された物品：

“Plax”

エチルアルコール 5.55%

安息香酸ナトリウム 2 %

ポリソルベート 20 0.2 %

ラウリル硫酸ナトリウム 0.25%

グリセリン

くえん酸

キサントガム

サッカリンナトリウム

香料

着色料

水

3307.90 1. 殺菌した塩化ナトリウム溶液

本品は、殺菌した塩化ナトリウム 0.9%溶液で、保存料は含まれていない。乳幼児、小児、大人の点鼻、点眼用や洗眼への使用が推奨されている。本品は、5ミリリットル入りのバイアル12本を箱詰めしたものである。

通則1及び6を適用

3307.90 2. Physiological, sterilized and micro-diffused solution of sea water

本品は、天然のミネラル塩と海洋微量元素に富んだ、海水 31.82%からなる等浸透圧の溶液で、保存料は含まれていない。不活性高压ガス（窒素）が充填された 100 ミリリットルのスプレー缶（上部にノズル付）入りで紙箱で包装されている。乳幼児、小児、大人用の日常の鼻腔洗浄、乾燥した鼻腔を湿らせるため、または耳鼻咽喉に係る病気の治療を補完するものとして使用することが推奨されている。

通則1及び6を適用

3307.90 3. エッセンシャルオイルを含有する香料の見本

本品は、接着された2層の透明なポリエステルフィルムから成る。下層の片面は接着性があり、支持紙で裏張りされている。本品の2層のフィルムの間には、香料入りのエッセンシャルオイルが封入されており、香りを複数回試すことができるように、25回まではがして貼り直せるようになっている。香料入りのエッセンシャルオイルは、香水ではなく、広告している香水の香りを単に模したものである。

本品は、その表面に宣伝資料及び用法の表示（例えば、オードトワレ、トニックボディローション、デオドラント）が印刷されることがある。広告の不可欠な部分を構成するために、雑誌のページ又はカードの上に組み込まれる。

通則1（第6部注2及び第33類注4）及び6を適用

